

## 政治的参加と教育

### —J. Rawls の「分配的正義」論に対する Amy Gutmann の批判を中心に—

平井 悠介

#### 1. 本稿の目的

1960年代半ば以降、アメリカ合衆国諸州における教育制度改革は、社会的平等を達成するために教育が有効な手段となりうるか、否かという議論の中で進められている。コールマン報告をはじめとして、1960年代から70年代にかけて出された社会調査により、公教育が必ずしも社会的な平等をうみ出さないことが明らかにされた [黒崎 1989: 2-4]。ジョン・デューイ (J. Dewey) をはじめとして、リベラリズムの各論者が主張してきた「社会の平等化装置としての教育」という考え方は問い直しを迫られ、これまで国家が集権的に握っていた教育の権限を、親やコミュニティへと分散すべきであるという考えが登場する。この流れの中でヴァウチャー制や学校教育のコミュニティ・コントロールなど、親やコミュニティに選択を任せることによって、生徒のニーズにあった教育を生み出そうとする改革案が議論されていく [黒崎 前掲書: 7章, 8章]。公教育のとらえ直しが叫ばれた後、教育改革論議は、教育の権限を誰に分配すれば各生徒のニーズに応じた最良の教育を提供することができるのかという問いを中心に、多様な改革案を伴いながら展開されている。

このような教育改革論議の動向は、諸個人の差異を前提とした平等のあり方をテーマとする社会思想レベルでの対立の動向を色濃く反映している。この対立は1971年に刊行されたジョン・ロールズ (J. Rawls) の『正義論』 (*A Theory of Justice*) をめぐって展開されたものである。黒崎氏が指摘しているように、ロールズの『正義論』が「機会の平等から結果の平等へ」という教育政策課題の展開を支える理論的根拠となっていたとすれば [黒崎 前掲書: 161-2]、補償教育 (compensatory education) の問い直しとしての教育改革論議を理解するためにも、ロールズ理論をめぐる思想的対立を概観する必要があるだろう。教育においてロールズの「公正としての正義」 (justice as fairness) の理論が注目されたのは、この理論が格差原理 (difference princi-

ple) と呼ばれる正義の原理を正当化しているからである。格差原理とは、ロールズが原子論的な諸個人という想定から導き出した正義の二原理の第二原理であるが、その内容は、社会的不平等が正当化されるのは、「最も不遇な者の利益を最大限考慮し」た場合のみである、というものである [Rawls 1999 (1971): 266]。利己的な諸個人が社会を形成する際に必然的にこの格差原理を導き出すとするロールズの「公正としての正義」の理論は、社会的に不遇な者に対する経済的補償の正当性を裏打ちするものとして注目されたのである。

しかしながら、ロールズの理論に対しては1970年代半ばから80年代にかけて多くの批判が出される。その批判の代表的なものが、コミュニタリアニズム (communitarianism) の各論者によって出された批判である。コミュニタリアニズムの論者、特にマッキンタイア (A. MacIntyre) は、ロールズの分配的原理が、「過去についての言及を排除しており、それゆえに過去の行為と経験に基づく真価 (desert) の主張についての言及を排除している」 [MacIntyre 1984 (1981): 251] と批判を加える。マッキンタイアにとって、公正であるとは、「各人に対し、それぞれが値するものを与えるということ」なのであって、そのためには「真価を判断するための合理的規準の存在と、それらの規準が何であるかについての社会的に確立された合意の存在」が不可欠なのである [ibid.: 152]。マッキンタイアは、コミュニティの歴史を考慮せず、原子論的な個人像を出発点としているロールズの理論によっては、社会的な原理は導き出されえないとし、コミュニティという背景を伴った個人像から社会理論を構築すべきであると主張するのである。このような批判は、1980年代の社会哲学において「リベラリズム—コミュニタリアニズム論争」として展開されていく。この論争はリベラリズムか、コミュニタリアニズムかという思想上の立場の違いこそあれ、いかなる方法によれば諸個人の差異に応じた平等なる財の分配が可能であるかという共通の問題関

心の中で展開されていた。

このロールズ流リベラリズムの平等をめぐる論議の中に、人々の政治的参加に平等のあり方を見いだそうとした政治哲学者エイミー・ガットマン(Amy Gutmann 1949-)がいる。彼女は、財の分配方法を市民の意思決定に任せることが、人々の多様性に応じた財の分配を可能にするという立場をとりながら、1980年代から現在に至るまで平等主義の立場から独自の理論を展開している政治哲学者である。ガットマンは、価値多元化社会において社会的な平等を達成するために民主主義理念を擁護し、教育がその健全なる民主主義的市民を育成する重要な役割を担っていると考える。そして、学校を民主主義的な空間としてとらえ、その中で子どもたちの討議能力を開発しようとする民主主義的教育(democratic education)理論を展開し、社会的平等と教育のあり方について考察を加えている。本稿はこのガットマンが1980年に刊行した第一の著書『リベラルな平等』(*Liberal Equality*)の中で展開している、ロールズの分配的正義(distributive justice)に対する批判を中心に、彼女の平等主義思想を検討する。この検討を通して、ガットマンが、分配論を基礎とした経済的補償によって社会的平等を達成しようとしたロールズとは異なる平等理論、すなわち、あらゆる人々の政治的参加を社会的平等の契機とする理論を構築していることを明らかにする。さらに彼女がコミュニティ・コントロールについて言及していることに注目しながら、教育における参加が社会的平等の達成に対して有する意義を探求していく。

## 2. 「リベラルな平等」における分配的正義と参加的正義の統合

### (1) 「リベラルな平等」の概略

『リベラルな平等』<sup>2</sup>におけるねらいは、平等という観点からリベラリズム理論の伝統をとらえ直し、あらゆる諸個人の多様な生を保障する平等主義的な社会理論を構築することである<sup>3</sup>。この意味で、ガットマンが対象とするのはリベラリズム一般ではなく、彼女がリベラルな平等主義(liberal egalitarianism)と呼ぶ、平等を志向するリベラリズムに限定される。

ガットマンによると、リベラルな平等主義の理論は、二つの特徴を有する平等な存在としての個人を前提に、展開されている。一つは、平等なる諸感情という前提(the equal passions assumption)であり、もう一つは、平等なる理性という前提(the equal rationality assumption)である。前者は「少なくとも政治的な理

論上は、各人は似通った感情を有している」という前提である[Gutmann 1980:1]。この前提は、あらゆる人々は痛みを避けたいという気持ちや快樂を欲する気持ちを共通して持っており、その共通の感情を満たす条件を整えることによって平等なる状態を生み出すことができるという考え方を導く。後者は、あらゆる諸個人が「理性的な人生計画を創造する能力、および、公正な社会秩序を保つために必要な道徳律を遵守する能力を伴った、十分に理性的な存在」[ibid.:1]であるとする前提である。この前提によると、平等なる状態をつくりだすための必要条件は、あらゆる諸個人の理性的判断能力を十分に満たすということになる。そして、「社会を構成する人々の間で、財やサービス、機会をより平等に分配することを正当化する議論」を導くこととなる[ibid.:2]。

これらの二つの前提は古典的リベラリズム理論の中の二つの立場に理論的な発端を見出すことができる。共通の諸感情を満たすことに平等のあり方を求める前者の立場は「快樂主義派」(the eudaemonistic school)と呼ばれ、ベンサム(J. Bentham)やジェームス・ミル(J. Mill)のような古典的功利主義の思想家がこの立場に位置づけられる。一方、諸個人の合理性を中心に考えていく後者の立場は「理性派」(the rationalist school)と呼ばれ、そこにはロック(J. Locke)やカント(I. Kant)が含まれる。リベラリズムは、感情、もしくは理性という二つの要素をいかにして満足させるかということを中心的な課題としながら、平等主義的理論を構築、発展させていったのである。

このように発展した平等に関するリベラリズムの理論的伝統を、ガットマンは「リベラルな平等」の大部分をかけて概観していく。まず検討されるのがJ.S.ミル(J.S. Mill)の理論である。ガットマンは、ミルが善き生のあり方を、諸個人が政治参加(political participation)を通じて、功利主義的な統合政策を合理的に探求していくことに見出している点に注目する。そして、ミルの理論が、功利主義理論の再構築に影響を与えたと考える[第二章]。次に、1880年代イギリスにおいて、リベラリズムの伝統を汲みながら社会主義的理論を発展させたフェビアン協会とその信奉者の理論を検討し[第三章]、さらに1950年代の道徳的懐疑論隆盛の哲学の中に、平等主義的な正義の基礎を位置づけようとした関係—理由理論擁護者(relevant-reason theorists)を検討する[第四章]。そして、この流れを受けて60年代に登場したジョン・ロールズの『正義論』の検討を行い[第五章]、ロールズに対する右派と左派からの批

判を検討する [第六章]。

ガットマンはリベラリズムの理論的帰結としてのロールズの理論に注目し、その中でも特に分配的正義に関する正義の二原理に焦点を当てる。そして、ロールズの理論がリベラリズムの二つの理論的前提双方を満たす平等理論であるとして一定の評価を与える。ただし、ガットマンは、ロールズの手続き論的な議論が理性的な存在としての諸個人という前提を十分満たしていないと批判し、諸個人の政治的参加の重要性を強調する。そこでJ. S. ミルの参加擁護論が援用され、ロールズ理論とミルの理論を統合しようとする。「リベラルな平等」においてガットマンは、リベラリズムの理論的伝統に依拠しながら、ロールズの分配論的平等とミルの参加的平等の理論を統合する平等主義的理論の構築を目指したのである。

## (2) ロールズの分配的正義の理論とその批判

ガットマンは、ロールズの『正義論』を「平等主義的正義という包括的理論の中に、平等という概念を位置づけようとする、最も注目すべき現代の試みである」とし、また「リベラルな平等主義の最も新しい形式としての理論」としてとらえている [ibid. : 119]<sup>4</sup>。それでは、リベラリズムの理論的伝統と比較して、ロールズ理論はどこが新しく、また、どのように平等主義的であるのか。このことを『正義論』を概観しながら検討しよう。

ロールズが『正義論』の中で展開した議論は、同時代の倫理思想で優勢を保っていた功利主義 (utilitarianism) 思想が諸個人の多元性 (plurality) を真剣に受け止めていないと批判することから出発し、分配論の再興という形で社会のあり方を考え直す、というものである。それゆえ、『正義論』の概要をとらえる際に、そこでなされている功利主義批判を中心に検討することが必要であろう。

19世紀に誕生した功利主義は、ホブスにはじまる理論的伝統を継いで、個人的自由の保障と社会的平等とのバランスをいかにとるかをテーマに理論を展開させた。この功利主義の幸福観は、「最大多数の最大幸福」とあらわされるように、数値化された個人の欲求の総計が最も大きいものを社会の各構成員の幸福であるとするものである。そのため、功利主義は効率性 (efficiency) と有用性 (utility) の原理に基づいた制度を形成しようとする。効率性と有用性の原理は、資本主義社会の価値観と結びついて、現代においても大きな影響力を保持している。

しかし、社会全体の幸福を個人の幸福へと短絡的に還元している点にこそ功利主義的平等の欠点が見いだされる、とロールズは考える。功利主義は偏りのない観察者 (the impartial spectator) という想像上の人物の合理的選択を無媒介に社会一般へと拡大しているがゆえに、「人々の間にある差異を深刻に考えて」おらず、「満足の総計が諸個人の間でどのように分配されるかを問題にしない」 [Rawls op. cit. : 23-4]。善の最大化が正であるとする功利主義の考えからは人間の個体差や経済的格差を考慮に入れた意思決定は導き出されないのである。「ある人にとっての自由の損失が、その他の人によって共有されているより大きな善によって正当化されることを正義は否定する。様々な人々の得失を、まるでその人々が一人の人であるかのようにバランスづける、といった理由付けは排除されるのである」 [ibid. : 25] と述べるロールズは、功利主義的な欠陥を是正する平等主義的理論を構築しようとする。

その際、ロールズはリベラリズムの伝統的な社会契約説に依拠する。ロールズはまず、合理的な諸個人が社会契約を結ぶ初期状態、すなわち原初状態 (the original position) において、諸個人は共同で公正なルールを導き、受容するものと想定する。その上で、公正なルールが、諸個人の上に無知のヴェール (the veil of ignorance) が下ろされることによって導き出されるとする。無知のヴェールが下ろされることで、すべての者が自らの社会的地位や身分、その他の個人的情報を把握できない状態となり、社会契約の初期の段階ですべての諸個人が同一なる状態、つまり公正なる状態が確保されるというのである。

ロールズの想定する平等なる原初状態は、三つの側面を有する。一つは、あらゆる諸個人が自己の欲求の充足を平等に求めることのできる状態、二つ目は、諸個人すべてが合理的な判断を行う能力を有しているという状態、つまり、諸個人が自己の利益に敏感であるという状態である。そして、三つ目は諸個人が他者と同様、社会の中での自己の階級的位置づけや、社会的地位といった自らに関する知識をまったく持っていないという状態である。ロールズは原初状態にある諸個人がこの三つの要素を有していると規定されれば、あらゆる諸個人の利害が平等に考慮された意思決定が導き出されるとするのである。

とはいえ、個人的情報の認識に制約が加えられていると仮定することによって、すなわち、諸個人の上に無知のヴェールが下ろされていると仮定することによって、あらゆる諸個人の利益が平等に考慮される結果

が導き出されるとするのはどのような論理によるものなのか。それは次の通りである。無知のヴェールが下ろされた諸個人は、自分が社会的に高い地位にいる可能性がある一方で、最も不遇な者として存在している可能性も残されていると考える。それゆえに、自己の利害を考えれば、諸個人は自らが最も不遇な者であると想定しながら意思決定を行うことが、合理的で、最善であると考えてであろう。諸個人すべてがそのような認識をもって意思決定に臨めば、あらゆる人々の利益を勘案した結論が導き出されるであろうということである。このように、ロールズは、合理的で、利己的な存在の諸個人に、個人的情報の面で制約を加えることによって、あらゆる諸個人の立場が考慮された社会的決定が下されるという理論を導き出す。

このような原初状態を設定した上で、ロールズは正義の二原理が必然的に導き出されるとする。その二原理は、次のように言い表されている<sup>5</sup>。

第一原理「各人は、あらゆる他者に同様の諸自由の体系(system)と両立可能な、平等なる基本的諸自由の最大範囲の全体体系を求める平等なる権利を有すべきである。

第二原理「社会的・経済的不平等は以下の二条件を満たすよう調整されるべきである—(a)社会で最も不遇な者の最大の便益に資すること (b)公正な機会均等という条件下で万人に開かれた地位や職務と結びつくこと。」[Rawls op.cit.: 266]

この正義の二原理は三つの要素からできている。一つは、基本的諸自由の権利の平等なる保障である。ただし、ここでいう基本的諸自由の権利とは、選挙権、被選挙権保障などの政治的自由、言論・集会の自由、思想・信条の自由、不当な逮捕・監禁からの自由等、アメリカ合衆国憲法に規定されている自由権を意味している。二つ目は〈格差原理〉で、社会的に生み出された能力差を分配的正義に基づいて補償 (redress) するというものであり、三つ目は〈機会均等原理〉といわれる、あらゆる人々が社会参加の権利を平等に保障されるというものである。

さて、この三つの要素からなる正義の二原理は、健全なる競争のための前提条件の保障というリベラルな特徴と、社会的格差の是正という平等主義的な特徴とを合わせ持っている。ロールズは〈格差原理〉によって、諸個人の差異を軽視した功利主義理論を越えようとしたのであり、ここにこそ平等主義的性格が表れているといえる。このような三つの要素からなる正義の

二原理を、ロールズは、制約を加えながらも、諸個人の意味決定を媒介に導き出し、平等を確保しようとしたのである。

こうして、ロールズは、人間の利己主義的な性向と、合理的で道徳的な存在としての性向から出発して、諸個人の能力差から生じる結果の不平等を是正する「公正としての正義」を導き出した。それは、次の点で平等主義的な新しい試みであった。すなわち、1. 原初状態という特殊仮説的な想定を行うことで、功利主義の功利計算に代わって、諸個人の感情を満たす「公正としての正義」の原理を導き出した点、2. 諸個人の社会的格差に応じた財の分配によって平等の条件をあらゆる人々に保障しようとした点である。ロールズの『正義論』は、功利主義的な社会理論に、社会的平等を達成するための理論を組み入れ、再分配論の必要性を提示した点に社会的な意味をもつのであり、ここに平等主義的な特徴が表れている。

### (3) ガットマンによるロールズ批判と J. S.ミルの参加擁護論

このようなロールズの平等に関する理論とガットマンの平等主義的理論とは、次の点で共通している。すなわち、人々の多様性を尊重する社会の構築のために、基本的諸自由と基本権の平等なる保障を重視している点である。つまり、両者とも諸個人が善き生を生きるための前提条件として、基本的諸自由と基本的権利が保障されることを重視している点で共通しているのである。ロールズは、正義の二原理の第一原理として基本的自由権の平等なる保障を考えており、社会的・経済的不平等の解消を企図する第二原理よりも優先させている。ガットマンもまた、諸個人それぞれが善き生のあり方を探求できるよう、最低限、基本的諸自由が保障されているべきだとしている。両者は、あらゆる諸個人の基本的自由権が保障されることが平等の条件として考えている点で共通の平等観を持っているといえるのである。

しかしながら、ガットマンは、ロールズ以上に、基本的諸自由の権利の保障、特に政治的諸権利の保障の重要性を強く主張する。それは、ロールズが社会的に不遇の者 (disadvantaged) を考慮した財の分配を行えば、諸個人の善き生の探求のための前提条件が満たされ、必然的に平等が達成されると考えているのに対して、ガットマンは、前提条件をそろえるだけでは平等な状態はもたらされないと考えるからである<sup>6</sup>。平等は、分配的正義の原理を諸個人が受動的 (passive) に

受け入れるだけではなく、その前提が満たされた後の諸個人の社会活動を通して達成されると考えるのである。それゆえ、ガットマンは市民の政治的参加を重視する。ガットマンは、諸個人が満足する道徳的に受容可能な理論は、諸個人の政治的参加から導き出されると考えており、参加の機会を諸個人に平等に与えることが、平等主義的理論の条件であると考えている。それゆえ、ロールズの理論に、J. S.ミルの参加の概念を組み込むことで独自の理論を展開しようとするのである。

J. S.ミルは、ベンサム流功利主義が快樂の質について十分に考慮していないことを問題として、功利原理の適応範囲を精神的領域へと拡大し、諸個人の自由の追求に幸福を見出した功利主義者として理解されている。ミルは、自由の追求を保障するためには、他者の干渉を排除する必要があるとし、干渉が正当化されるのは唯一自己防衛(self-protection)の手段とされたときのみであるという考えを提示している [Mill 1999(1859) : 78-9]。これまで、リベラリズムとしてのミルの評価は、このいわゆる危害原理(harm principle)を中心になされてきた。しかし、ガットマンは、ミルが政治的参加に自己防衛以上の意味を見出している点に注目する。

ミルは『代議制統治論』(*Considerations on Representative Government*)の中で、最良の統治を進歩に最も役に立つ統治とし、それは国民自身の徳と知性を向上させるように機能するものと規定する。「理想的に最良の統治形態とは、統治主権、すなわち最後の手段としての最高統制権が、コミュニティのすべての集合体へと付与されているもの」であり、「各市民が、究極の主権の行使において発言権(voice)を有するだけでなく、少なくとも時々、ローカルであれ全国的であれ、公的職務を自ら遂行することによって、統治へ実際に参加することを要求されているというもの」[Mill 1999(1861) : 223]であると。また、政治的参加において市民が求められることについて、「自らのものではない諸利害を重みづけること、対立している主張がある場合に、自らの私的なえこひいきではないもう一つの規則により導かれること、さらには共通善の存在を理由とする諸原理や諸原則をつねに適用すること」であると[ibid. : 233]。ミルは最良の統治として代議制を考えるが、そのためには参加する市民一人ひとりが公共の利益のために、自己の利益と他者の利害とを考えながら行動しなければならないと考える。それゆえ、参加を通して、参加者の自己発達が喚起されるこ

とを期待するのである。

ガットマンは、「ミルのいう政治的参加は、人間の自己発達の包括的な手段であると同時に、それ自体として進歩的な人間の社会活動の価値ある側面である」[Gutmann op.cit. : 55]と述べ、市民の公共的精神の発達を喚起する参加を評価する。ガットマンが政治的参加を価値づけるのは、それが単に諸個人各々にとって受容可能な意思決定を導く手続きであるからではない。参加が、諸個人の市民としての自己発達を遂げる契機となり、そのために諸個人の善き生の探求を保障するような決定を導くからなのである。ガットマンは、政治的参加という実践を通じて、諸個人の公共的な思考を発達させることで、社会的に平等なる状態へと到達すると考えているのである。ただ、諸個人の善き生を保障するような決定が下されるためには、あらゆる市民に参加の機会が提供されていることが前提となっていなければならないと考えており、ロールズの分配的正義による社会的な格差是正の重要性も改めて強調することとなる。

#### (4) 「リベラルな平等」におけるガットマンの平等主義的思想

ガットマンは、ロールズと同様、あらゆる諸個人の自由が最大限尊重されている状態を平等だと考える。そして、その前提として、あらゆる諸個人に基本権と基本的諸自由が提供されることが重要であると考え。しかし、ガットマンとロールズは、何を分配の対象とするかという点で異なる。ロールズが社会的・経済的不平等を是正しようとした一方で、ガットマンは、市民的基本権の平等なる分配に力点を置く。そして、市民が政治参加の中で公共的な精神の発達をとげ、公共的な決定を成し遂げることにこそ、平等が達成される契機を見る。これは、ガットマンがロールズ以上に人間の積極的な活動の中に平等達成の契機を見いだそうとしていることを意味している。また、それは、平等主義的リベラリズムの伝統に見られる二つの人間観のうち、理性的な能力を有する存在としての側面を重視しながら平等の理論を展開しているということの意味する。

ガットマンにとって、平等とは、ただ単にあらゆる諸個人に対し社会的・基本財が公正に分配されていることを意味しない。なぜなら、分配的正義は自尊の感情(self-respect)を傷つける場合があるからである。ガットマンは言う。「最も貧しい者により多くの基本財を提供することだけでは不十分である。もし、その者た

ちの自分自身に対する価値付け(self-worth)が、すなわち、その人たち自身の善の諸観念の探求が、自己不信(self-doubt)によって切り取られるのであれば」[ibid.: 136]と。善の諸観念を探求した結果生じる自尊感情を考慮しない分配は、ガットマンにしてみれば、不完全なものなのである。それゆえ、諸個人の精神を満足させる政治参加の必要性を説き、その基礎となる基本権と基本的諸自由の分配を重視するのである。このように、ガットマンは、政治的自由を平等に分配することこそが平等主義的理論に必要なだと考える。それは、政治的自由の保障が、公共的生活(public life)への参加の機会を人々に提供し、そこでの積極的な活動が諸個人の精神的充足の契機となると考えていることから引き出された帰結であり、同時に、公共的な決定が、諸個人すべてにとって道徳的に受容可能な結果となると考えていることから引き出された帰結なのである。

ガットマンの理論形成は、ロールズの理論が、人間の感情に関する平等から導き出される〈正義の分配的側面〉(the distributive face of justice)を重視しているあまり、人間のもう一つの特徴である理性的能力を満たすような平等の構想を築けなかったことに対する批判から出発している。そして、諸個人が理性的に討議する潜在能力を平等に有しているという想定から導き出される〈正義の参加に関する側面〉(the participatory face of justice)をそこに組み入れることで、感情と理性二つ側面を同時に満たす社会理論の構築を目指したのである<sup>7)</sup>。

### 3. 政治的参加と教育

#### (1) 平等なる参加の四つの価値

ガットマンは分配論を基礎としたロールズの正義の理論では強調されていない政治的参加の側面を、J. S. ミルが展開した議論を援用することで補おうとした。確かにロールズも正義の二原理の第一原理において政治的自由の保障について言及しているが、政治的参加を専制からの防衛の手段として認識しており、その価値づけは消極的なものである。一方、ミルは参加の擁護論において、政治的参加が諸個人の公共的精神の発達を促すとして、参加に積極的な価値を見出している。ガットマンは、公正な分配方法の探求に傾倒するあまり政治的参加に消極的な価値づけを行っているロールズ理論を補完するため、ミルのように政治的参加に積極的な価値を見出すのである。ただ、彼女はミルが付与したもの以上の価値を政治的参加において強調

している。このことは、ガットマンの政治的参加の平等化議論の分析から読みとることができる。

ガットマンは、リベラリズムに依拠する論者が、政治的参加の諸機会を平等化することに関して行ってきた議論を整理しながら、政治的参加に含まれる諸価値を四つの側面から明らかにしている。その第一は、「自己防衛」(self-protection)という側面である。これは「平等な参加の権利が、他者の専制に対する、特に国家による専制に対する防衛の手段である」[Gutmann op. cit.: 178]という見方であり、ベンサムとジェームス・ミルの諸論文で強調されている見方である。ロールズによる参加的平等の認識もこの自己防衛であった。

第二は「消費者主権」(consumer-sovereignty)という側面であり、それは「平等なる参加が、仮に少数の者たちによってなされるであろう意思決定よりも、よい政策を生み出す傾向にある」[ibid.: 179]という認識を基礎にしている。この見方は、参加者が「(1)適切な情報へと接近することができ、(2)決定事項によって直接影響を受ける」という二つの条件が満たされた意思決定空間において成立するとされる[ibid.: 179]。

第三は、「自己発達」(self-development)という側面であり、J. S. ミルはこれを強調している。ガットマンはミルが行った議論に則して、次のような説明を加えている。「コミュニティに関する事象への参加が、人格的および公共的な諸目的へと到達するために必要な精神的なスキルを、諸個人に発達させることとなる。そして、参加の諸権利を新しい公共領域まで拡張することにより、これらの諸スキルはより平等に分配されることとなる。このことは最終的に、より大きな公共的関心の一部としてこれら諸関心に注意を払う能力と、それゆえそれを望む進歩的な諸個人の市民性(citizenry)を創造することとなる。」[ibid.: 179]

第四の側面としては、政治的参加には「平等なる尊厳」(equal-dignity)という価値が含まれるという見方である。すなわち「参加への平等なる権利は、それが平等なる尊厳と市民の間の相互尊重を(支持すると同時に)暗示する限りにおいて、それ自体として目的なのであり、また、本質的な価値なのである。」[ibid.: 180 傍点は原著者の強調による]ガットマンによると、政治的・社会的な生へとあらゆる市民が参加する諸機会を国家が認めるということは、あらゆる市民を平等に尊重することを意味する。政治的空間においては、あらゆる人々は同等な権利が認められ、それゆえ平等に尊重されるというのである。

このような政治的参加の諸機会の平等に関する四つ

の原理的な説明を検討しながら、ガットマンは第四の「平等なる尊厳」という側面を重視する。ガットマンは次のように言う。「あらゆる市民が、自らの生に影響を与える多様な領域に参加する諸機会を平等に認められ、その機会を増大されることによってのみ、市民は平等なる尊厳を有していると実感するし、そう見なされるであろう。そして、平等なる尊厳という原理的説明を真剣に受け止めることによってのみ、参加的理念は、必要不可欠な基本的財として確立される」[ibid. : 181]と。自らの生に影響する政治的領域へ参加する機会をあらゆる人々に平等に保障するということは、あらゆる人々の人間としての尊厳を保障することを意味し、それは同時に、人々の間の相互尊重を成立させるための条件が保障されたということの意味する。このように政治的参加を社会的平等の契機とすることにこそ、ガットマンは政治的参加に対し独自の価値を見出したのである。

ただし、ここで留意しなければならないのは、あらゆる人々に政治的参加の諸機会を与えることが、実質的な平等を保障するかどうかである。つまり、政治的参加の諸機会の平等なる認可が、社会における恵まれた者と不遇な者との間での社会的平等を保障するかということである。政治的参加の諸機会の平等化が、社会的平等を保障するためには、社会で不遇な状況にある者が効果的に政治参加できる条件を整える必要がある。その条件とは、その者たちが日常生活の必要から自由になること、また、政治的空間で自らの意思を表明できる能力を有することである。このためにも、ロールズの考える分配的正義に基づく経済的補償、および補償的な教育が必要となる。ロールズの分配的な平等は、参加的平等を保障するための前提条件なのであり、それゆえ、分配的平等と参加的平等は相互規定的に考えなければならないのである。

## (2) 学校教育のコミュニティ・コントロールと参加的価値

ガットマンは参加的諸機会の平等の一般的な原理的説明を検討した後に、実際の教育にその原理を適応させて考える。そこで検討されるのが学校教育のコミュニティ・コントロールに関する諸議論である。

ガットマンの分析によると、1960年代のコミュニティ・コントロール運動は、政治的参加の諸機会の平等化に関する四つの原理的説明によって、説明することができる。コミュニティ・コントロールの提唱者は次のような議論をしていた[ibid. : 192-3]。第一に、「コ

ミュニティ・コントロールは、主としてブラックとその他の不遇なマイノリティのコミュニティが有する教育上の諸利益を、コミュニティの外に存在している支配的なホワイトの諸利益から守ることができ、またコミュニティの子どもたちに対してなされている現在の官僚化された教育から守ることができる」という考え方である。これは「自己防衛」という見方といえるであろう。第二に「ブラックの親はホワイトの教師や行政官、より広くは民主主義的多数者よりも自分たちの子どもの教育上の諸利益をよく知ることができる」というものであり、「消費者主権」の考えと合致する。第三の考え方は、「コミュニティ・コントロールを通じれば、ブラックの親は、教育を監督(superintendence)するためのスキルと民主主義的政治のためのスキルを得ることができるだろうし、その拡大により、諸個人はより能力を得ることができるだろうし、市民はより効率的になるであろう」というものであり、参加による自己発達の側面が強調されている。第四に、「増大されたローカルな参加を通じることにのみ、ブラックとその他の不遇なマイノリティは自己尊重(self-respecting)をすることのできる市民となることができ、最終的には相互に尊重される、より広い民主主義的党派の市民となることができる」という考え方があり、「平等なる尊厳」という原理的説明がこれにあたる。

この分析で注目すべきは、学校教育のコミュニティ・コントロールに関する議論が、論点の差こそあれ、共通してマイノリティ集団の教育を保障することを目指しているということであろう。民主主義政体においては、多数派の決定が全体の決定となる。学校教育に関する決定に関しても、多数派の意見が反映され、少数派の意見が反映されないという状況は往々に起こりうる。マイノリティ集団の実情を学校教育に関する決定事項に反映させるためにも、理想的な政治参加を実現する必要があると考えられているのである。ガットマンは次のように述べている。「参加的諸機会は、一端市民が効果的な参加の機会を得られれば、また市民が参加的フォーラムに入ったときに相対的に平等なる基盤の下でお互いが相対峙することができれば、公正に分配されるであろう。ある特定のコミュニティにおける民主主義的な多数派に、コミュニティの中の子どもたちに施す教育全体の本性を決定する権利を認めるようなことが仮にあれば、それは、他者から、そしておそらくその他の世代全体から、公正なる機会の平等という基盤を奪う行為を諸個人に認めていることになる。」[ibid. : 197 傍点は原著者の強調による]学校教育の

コミュニティ・コントロールは、これまで教育に関する決定に反映されることがなかったマイノリティ集団の声をすくい取ることこそが平等なる教育のあり方である、という考えのもと展開されたのであり、それによって導き出される教育によって、マイノリティ集団もマジョリティ同様の成果を上げることができると考えられていたのである。

### (3) 教育における政治的参加の意義

黒崎は、マラブル(M. Marable)の議論を持ち出して、コミュニティ・コントロール運動の一般的なとらえ方を提示している。すなわち、この運動は、統合教育運動の「失敗」の総括という形で新たな基本理念を提示しているものの、その理念が最終的にマイノリティ集団の教育の過程を改善するための重要な方法となりうるという考えを反映している、というのである〔黒崎前掲書：199-200〕。つまり、コミュニティ・コントロール運動が、補償教育でも目指されていた社会的平等の達成という文脈で把握されているのである。中央集権化された教育行政をローカルへと分権化することによって、多様な社会的・文化的背景を有する生徒の実状にあった教育が提供できると考えられているのである。この一般的なとらえ方は、ガットマンの分析においても「自己防衛」と「消費者主権」という形で言い表されていた。

ただ、ここで留意しなければならないのは、教育の内容を決定する権利は、あくまでもコミュニティにあるのであって、特定の親にあるわけではないということである。コミュニティでの決定は、最終的には親の決定ということになるだろうが、多数派の親が自分たちの子どもの利益のみを追求し、少数派の子どもたちのことを考慮しないようなことがあれば、それは不平等を助長することとなるであろう。コミュニティとしての意識が希薄となった現在の状況にあっては、親はなおさら自らの子どもの利益を重視して決定を下そうとするであろう。親の偏った決定を回避するために、ガットマンは、コミュニティ・コントロールに関してさらに二つの側面、すなわち「自己発達」と「平等なる尊厳」という側面を重視する必要があるためである。

ガットマンがロールズの理論、ひいては教育における補償という考えを重視しているように、コミュニティの中であらゆる親に意思決定に参加する条件を確立するということは確かに重要である。それは彼女が、「学校のコミュニティ・コントロールという理想を擁護する前に、教育の機会の平等をもたらす手続きを探

求しなければならない」と考え、「非理想的な状況においては、教育上の意思決定に関する重大な範囲の集権的コントロールと、教育機会の平等に関する裏付けとしての司法判断が必要不可欠である」と述べていることからわかる〔Gutmann op. cit. : 196〕。しかしながら、ガットマンはこのような手続き論的な議論によって、教育における社会的平等の達成がなされるとは考えていない。あくまでも補償は諸個人の政治的参加の必要条件なのであって、それを行うことによって必ずしも社会的な平等状態が生み出されるわけではない。社会的平等の達成にとって重要なのは諸個人の政治的参加を通じた意思決定なのである。

とはいえ、参加の条件を経済的な補償によってそろえ、あらゆる諸個人の政治的参加を保障したとしても、まだ社会的な平等状態が導き出されるとは限らない。例えば、民主主義的社会における多数派が、数の論理をもって少数派の利益を考慮に入れないような決定を下せば、社会的平等状態を導き得ないこととなる。また、マイノリティが自らの意見を意思決定に反映させるための能力を有していない状態であれば、同じ結果となろう。条件を整備するだけでは実質的な社会的平等は導き出されない。それゆえ、政治参加のあり方を規定しなければならないのである。

ガットマンが政治参加に「自己防衛」と「消費者主権」以外の特別な意味を見出しているのは、諸個人が公共的に物事を判断し、健全なる意思決定が行われることを期待するからである。彼女は次のように述べている。「ラディカルに平等主義的な社会において、諸個人の利害はコミュニティの道徳的秩序によって超越されるのである。社会的平等状態における諸個人の諸々の関心は、その社会の政治的生を生きており、また参加していることによつてのみ実現される、減少不可能な道徳的な関心なのである。」〔ibid. : 220〕平等なる参加が参加者の「自己成長」を促すということ、および「平等なる尊厳」を促進するということは、あらゆる諸個人が対等な立場に立ち、自らの意思を全体の決定に反映させることができるということ、そして結果として共同でコミュニティのあり方を規定する意識とスキルを養うということを意味している。政治的参加は諸個人が民主主義的市民となるための教育機能を有しているのである。

とはいえ、子どもたちが政治参加するためのスキルと心性を前もって養う必要もあろう。この役割を担っているのが学校教育である。政治的参加において自らの利害を中心に考えるのではなく、コミュニティ全体



の利害を考慮に入れた決定を子どもたちが下せるようになるためには、市民としての意識を芽生えさせ、さらに市民同士のつながりをもたせることが重要である。教育はこのような市民を形成する役割を担っており、その役割を全うすることが、社会的平等を創出していくことにつながるのである。

#### 4. 本稿のまとめ

これまで検討してきたように、ガットマンは、人々が政治的参加を通じて公共的な心性とスキルとを身につけることにこそ、社会的平等を導くあり方をみている。それは、彼女が、ロールズの手続き論的な分配的正義の理論によっては、人々の差異に応じた財の分配がなされないと考えるからである。社会的平等は、あらゆる人々が他者性を考慮できる心性を持った状態で政治参加を行うことによって、初めて達成できると考えるのである。

ガットマンが考える健全なる意思決定を可能にする要素は、まさに他者を考慮しながら自らの意思を形成する諸個人の能力なのである。この能力は政治的参加によって涵養されるが（「自己成長」の側面）、政治に参加する前の段階の子どもたちに対してもそれを養う必要がある。学校教育はこの能力を子どもたちに身につけさせる役割を担っている。子どもたちが学校の中で、他者を考慮しながら、自らの考えを構築し、共同してある意思決定を導いていく。学校がそのような実践の場になるとすれば、子どもたちは成人した際に公共的な意思決定を行い、社会的平等を導いていくであろう。

#### 註

- 1) エイミー・ガットマンは、現在、プリンストン大学にてローレンス・S・ロックフェラー大学政治学教授、および同大学ヒューマン・ヴァリュー・センター所長の地位にある。本稿で取り上げる著作の他に、単著として『民主主義的教育』(*Democratic Education*, 1987)、デニス・トンプソン(D. Thompson)との共著『民主主義と不一致』(*Democracy and Disagreement*, 1996)、アンソニー・アッピア(A. Appiah)との共著『カラー・コンシャス』(*Color Conscious*, 1996)がある。編著書も多数あり、その一つ『マルチカルチュラルイズム』(*Multiculturalism*, 1994)は、日本において翻訳されている。
- 2) ガットマンは、1976年にハーヴァード大学に学位論文を提出している。学位論文はガットマン自身の

都合により、閲覧できないこととなっているが、その題目は“The Egalitarian Tradition: The Foundations and Limits of A Liberal Theory of Equality”である。これは、「リベラルな平等」の冒頭で述べられている目的に関する一文、「平等に関するリベラルな理論の基礎と限界両者について考察を加える」[Gutmann 1980:1]と合致している。このことから、本書は学位論文に加筆・修正を加えて出版したものと推測される。

- 3) “liberal equality”という用語に関して、ガットマンは次のように述べている。「リベラルな平等とは、簡潔に言えば、人々が自らの人生計画を探求する自由を平等に認められている状態のことである。」[Gutmann 1987:137] ガットマンの説明によれば、リベラルな平等とは、自由をすべての人に平等に保障するということになる。ガットマンは、人間活動の前提として自由を擁護していると考えられ、それゆえに、あらゆる人々が善き生を探求できる条件として自由の機会を平等に保障することの重要性を強調していると考えられる。
- 4) また、次のような評価を加えている。「強調すべき点は、ロールズが形式的な諸自由を平等化する古典的リベラリズムの立場と、自由の価値を最大化しようとする潜在的にラディカルな平等主義の立場とを結合したということである。」[Gutmann 1980:123]
- 5) ロールズの正義の二原理は、コミュニタリアニズムをはじめとする各論者からの批判を受け、幾度となく修正されている。最終的には『政治的リベラリズム』(*Political Liberalism*, 1993)で定式化されるが、本論文においては『正義論』の改訂版に依拠する。
- 6) この違いは、両者が想定する人間像の違いに由来すると思われる。すなわち、ロールズが人間を「利己的な」(self-interested)存在としているのに対し、ガットマンは「公共的な考えをする」(communally minded)存在としていることによるものである。
- 7) このガットマンの平等主義的理論は、のちに確立されていくガットマンの「民主主義的教育」理論の根幹となる。

#### 参考文献

- Gutmann, A. 1980 *Liberal Equality*, Cambridge University Press
- Gutmann, A. 1987 “Equality,” in: J. Coleman, W. Connolly, D. Miller, and A. Ryan eds., *Encyclope-*

- dia of Political Thought*, Oxford: Basil Blackwell
- 黒崎 照 1989 『教育と不平等 現代アメリカ教育制度研究』新曜社
- MacIntyre, A. 1981 *After Virtue*, University of Notre Dame Press. (2<sup>nd</sup> Edition: 1984)
- Mill, J. S. 1859 *On Liberty*, in: *Utilitarianism, On Liberty, Considerations on Representative Government, Remarks on Bentham's Philosophy*, ed. by G. Williams, Orion Publishing Group, 1999
- Mill, J. S. 1861 *Considerations on Representative Government*, in: *Utilitarianism, On Liberty, Considerations on Representative Government, Remarks on Bentham's Philosophy*, ed. by G. Williams, Orion Publishing Group, 1999
- Rawls, J. 1971 *A Theory of Justice*, Harvard University Press, (revised edition: 1999)

# Political Participation and Education: Focusing on Amy Gutmann's Critics of J. Rawls' Conception of Distributive Justice

Yusuke Hirai

The purpose of this paper is to consider the role of education to achieve the social equality by focusing on the liberal arguments in the social theory.

The liberals have traditionally regarded education as the means for the social equalization. The basic assumption which is adopted in this paper is the liberal point of view. Thus, I try to examine the relation between the social equalization and education. In doing so, I focus on *Liberal Equality* written by Amy Gutmann (1949- ) in 1980. This book considers the tradition of the liberal theories which tend to achieve the social equality, and pays attention mainly to John Rawls' theory.

First, I assess the conception of the distributive justice which is the main theme of Rawls' *A Theory of Justice* (1971), and consider that Rawls justifies the compensation for the least advantaged by reference to the "justice as fairness."

Second, I argue for the critics of Rawls' theory of justice by Gutmann. In this part I consider that: (1) she suggests that Rawls' theory is insufficient to achieve the social equality in the pluralistic society, (2) she claims that it is important to consider the participatory justice that regulates the way to distribute the social goods among citizens, (3) she tries to integrate the participatory justice into the Rawlsian distributive justice, and (4) she thinks that we have to educate all children to participate in the public life. Through this argument I shall make clear of the interrelation of social justice, political participation and education.

Finally, I conclude that education plays an important role to cultivate the mind as the citizen for all children as well as the skills for participation.

The contents of this paper are as follows:

1. Preface
2. Integrating participatory justice into distributive one
  - 1) An outline of *Liberal Equality*
  - 2) Rawls' theory of distributive justice and its critics
  - 3) Amy Gutmann's critics of Rawls' theory and her evaluation of J. S. Mill's conception of political participation
  - 4) Gutmann's egalitarian thought in *Liberal Equality*
3. Political participation and Education
  - 1) The values of equal participation
  - 2) Community control of schools and its critics
  - 3) Worth of participation in education
4. Conclusion